



埼玉県報

第 574 号
令和 6 年(2024 年)
12 月 10 日
火曜日

目 次

告示

- 清算法人太田新井土地改良区の清算人就任届（春日部農林振興センター）
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 富士見都市計画下水道（ふじみ野市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）

告 示

埼玉県告示第千三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、令和六年十一月十四日解散認可した清算法人太田新井土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

清算人の氏名及び住所		
氏 名	住 所	
山 崎 彦 一	埼玉県白岡市太田新井千二百五番地	
木 村 政 行	同 同 同	五百九十六番地二
高 澤 勲	同 同 同	二百二十三番地
齋 藤 俊 彦	同 同 同	九百七十二番地
渡 辺 武 夫	同 同 同	千二百十八番地
古 武 聰 子	同 同 同	五百三十二番地

告 示

埼玉県告示第千三百六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市北篠崎字道上八百六十五番一	田	九六五・〇〇
埼玉県加須市北篠崎字道上八百八十三番	田	一、六七〇・〇〇
埼玉県加須市北篠崎字道上八百八十四番一	田	一、〇四九・〇〇
埼玉県羽生市大字発戸字上り田四百七十四番一	田	九六三・〇〇
埼玉県羽生市大字発戸字原二百八十八番一	畑	二一一・〇〇
埼玉県羽生市大字発戸字原二百八十九番一	田	六九二・〇〇
埼玉県羽生市大字発戸字原三百一番一	畑	三二八・〇〇
一 埼玉県羽生市大字発戸字干谷九百二十五番	田	七七三・〇〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市北 篠崎字道上八百 六十五番一	令和七年六月一日	十年	〇円
埼玉県加須市北 篠崎字道上八百 八十三番	令和七年六月一日	十年	〇円
埼玉県加須市北 篠崎字道上八百 八十四番一	令和七年六月一日	十年	〇円
埼玉県羽生市大 字発戸字上り田 四百七十四番一	令和七年六月一日	九年 五か月	四万五千三百四十一円
埼玉県羽生市大 字発戸字原二百 八十八番一	令和七年六月一日	九年 五か月	九千九百三十四円
埼玉県羽生市大 字発戸字原二百 八十九番一	令和七年六月一日	九年 五か月	三万二千五百八十一円
埼玉県羽生市大 字発戸字原三百 一番一	令和七年六月一日	九年 五か月	一万五千四百四十三円
埼玉県羽生市大 字発戸字干谷九 百二十五番一	令和七年六月一日	九年 五か月	三万六千三百九十五円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和六年十二月二十四日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

告 示

埼玉県告示第千三百七号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県桶川市全域

四 作業期間

令和六年十二月二十八日から令和七年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

令和六年十月三日から令和七年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千三百九号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

坂戸市全域

四 作業期間

令和六年十二月十五日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十号

測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

三 作業地域

深谷市後榛沢地内ほか

四 作業期間

令和六年十二月一日から令和七年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市及びその周辺

四 作業期間

令和六年十一月二十五日から令和七年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県北本市全域

四 作業期間

令和六年十二月二十八日から令和七年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十三号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

埼玉県吉川市全域

四 作業期間

令和六年十一月六日から令和七年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

加須市麦倉地内他

四 作業期間

令和六年十二月十四日から令和七年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十五号

ふじみ野市から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕